

○ 横須賀市障害福祉サービス等従事職員研修費補助金交付要綱

(総則)

第1条 障害福祉サービス等の利用者への支援の質の向上及び支援困難な利用者等の受入れに向けた環境整備、利用者の地域移行の推進等を図ることを目的として、障害福祉サービス事業者等において、従事職員にキャリアアップ及び資質向上等に資する研修を受講させるとともに、その研修費を負担した障害福祉サービス事業所等に対する研修費に係る補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に定める「障害福祉サービス事業者等」とは、次の各号に掲げる事業所を運営する者をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第19項に規定する相談支援、同条第27項に規定する移動支援事業、同条第28項に規定する地域活動支援センター及び同法第77条に規定する日中一時支援事業

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同条第5項に規定する保育所等訪問支援、同条第6項に規定する障害児相談支援、同法第7条第1項に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けられる者は、市内に所在する障害福祉サービス事業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請年度内に次の研修を修了した従事職員（以下「研修修了者」という。）の第4条に定める経費の全額を負担していること。

ア 強度行動障害支援者養成研修

イ 喀痰吸引等研修（第1号研修）

ウ 喀痰吸引等研修（第2号研修）

エ 喀痰吸引等研修（第3号研修）

オ 重度訪問介護従業者養成研修

カ 行動援護従業者養成研修

キ 同行援護従業者養成研修

ク 全身性障害者移動支援従業者養成研修

ケ 知的障害者移動支援従業者養成研修

コ 福祉有償運送運転者講習等

サ その他、厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が定める研修のうち、障害福祉サービス等報酬の算定の要件となる研修

- (2) 補助対象者が研修修了者を現に雇用し、引き続き従事させる見込みがあること。
- 2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス事業者等の役員等（その法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が横須賀市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条に規定する暴力団員等である場合は、当該障害福祉サービス事業者等を補助金の交付の対象者としな

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が申請年度内に負担した研修修了者の当該研修受講に係る受講料等（テキスト代、補講料、手数料、保険料、実習費用、受験料等を含む。以下同じ。）とする。ただし、研修の受講に伴う旅費（交通費及び宿泊費、食事代、出張手当等）のほか、国家資格の取得及び免許取得の際に課される登録免許税を除くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受講料等について他の制度による助成を受けている場合にあっては、補助の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、各研修修了者1名につき、前条第1項に定める補助対象経費の実支出額と別表に定める補助基準額とを比較していずれか低い額とする。

（補助対象者の責務）

第6条 補助対象者は、運営する障害福祉サービス事業所等に従事する職員に対し、補助金の趣旨、金額について周知するとともに、事業所自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援し、質の高いサービスを継続的に提供する人材の育成に努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、補助金等交付申請書（規則第1号様式）を市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書には、研修修了証及び受講料等の領収書の写しを添付すること。

（補助金の交付決定）

第8条 前条の規定による申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び額の確定をし、交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）により、当該申請をした障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業者等は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までに取り消された補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業者等は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(検査又は報告)

第12条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて、補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業者等は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

研修名	補助基準額
強度行動障害支援者養成研修	3万円
喀痰吸引等研修（第1号研修）	10万円
喀痰吸引等研修（第2号研修）	8万円
喀痰吸引等研修（第3号研修）	4万円
重度訪問介護従業者養成研修	4万円
行動援護従業者養成研修	4万円
同行援護従業者養成研修	4万円
全身性障害者移動支援従業者養成研修	4万円
知的障害者移動支援従業者養成研修	4万円
福祉有償運送運転者講習等	4万円
その他、厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が定める研修のうち、障害福祉サービス等報酬の算定の要件となる研修	3万円